

第 1 章 総 則

1-1 名称および事務局の所在地

1-1-1 この団体は、川柳 250 年祭実行委員会と称する。

1-1-2 この団体は、事務局を東京都北区栄町 38-2 に置く。

第 2 章 目的および事業

2-1 目 的

2007 年 8 月に川柳文芸の発祥 250 年を祝し社会へ川柳の存在と意義を発信するとともに、既成川柳界においては、250 年の歴史を振り返り、現状を確認し未来への発展の契機とし、永続的な川柳文化の継承と発展および教育・文化への貢献を目的とする。

2-2 事 業

2-2-1 この団体は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

川柳 250 年祭実行委員会は、有志実行委員を中心に、関係各川柳社等との連携、関係各方面の協力を得て、以下の事業を行う。

(1)川柳 250 年式典・講演・句会

期日：2007 年 8 月 25 日

会場：台東区生涯教育センター・ミレニアムホール

(2)「川柳発祥の地」記念碑の建立

期日：2007 年 8 月 25 日

場所：台東区「三筋二丁目」交差点角（予定）

(3)目で識る川柳展

期日：2007 年 8 月

場所：台東区・テブコ浅草館（予定）

地方展の開催

(4)平成万句合

(5)記念出版

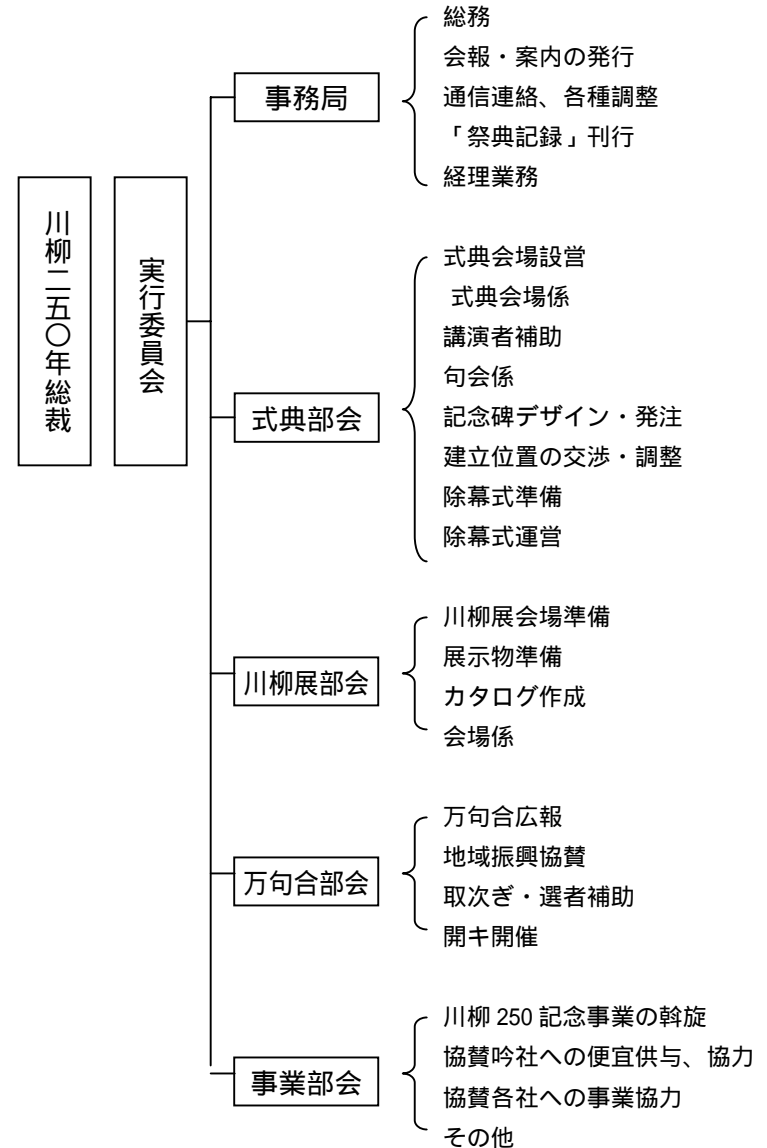
『川柳総合事典』をはじめとする関連出版

(6)協賛各社川柳 250 年関連事業への協力

(7)その他目的を果たすうえで必要と考えられる事業

第 3 章 組 織

3-1 組織図



3-2 構成員種別

3-2-1 この団体の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員 この団体の目的に賛同して事業を維持、援助する個人
- (2) 賛助委員 この団体の目的に賛同して事業を援助する個人

3-3 入 会

3-3-1 実行委員になろうとする者は、その意思を事務局に提出しなければならない。目的に賛同するものは、誰でも実行委員になれる。

3-4 運営資金

3-4-1 実行委員は、運営の初期費用捻出のため 10,000 円を納入する。

3-4-2 会の運営は、目的に賛同する個人、吟社、協賛社からの浄財によっておこなわれる。

3-4-3 既納の資金は、いかなる事由があっても返還しない。

3-5 退 会

3-5-1 実行委員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を実行委員長長に提出しなければならない。

第 4 章 運営役員

4-1 役員および職務

4-1-1 この団体には、次の役員を置く。

- (1) 総裁 この団体の象徴として、この団体を代表し会務を総理する。1 名
- (2) 実行委員長 この団体の業務を執行し、実行委員を統括する権限を有する者 1 名
- (3) 事務局長 この団体の運営を事務的に円滑に行う者。1 名
- (4) 部会長 会長を補佐し、各部会を統括して会務を処理し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。5 名
- (5) 実行委員 実行委員会を組織して、この定款に定められたもののほか、この団体の各事項を決議し、執行する。
- (6) 監事 この団体の業務および財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

この団体の財産の状況を監査すること。

理事の業務執行の状況を監査すること。

財産の状況または、業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会に報告すること。

前号の報告をするため必要があるときは、実行委員会を招集すること

4-2 実行委員の任期

4-2-1 この団体は、2007 年 12 月末を持って解散する。したがって、実行委員の任期は、この時をもって終了する。

第 5 章 顧問および相談役

5-1 この団体には、顧問および相談役若干名を置くことができる。

5-2 顧問および相談役は実行委員会の承認を経て実行委員長が委嘱する。

5-3 顧問および相談役は、実行委員長の諮問に応じるほか実行委員長に対し必要な事項について意見を述べる。

第 6 章 会 議

6-1 実行委員会の招集

6-1-1 実行委員会は、実行委員長が招集する。但し、総裁が必要と認めるとき、または実行委員在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して実行委員会の招集を請求されたときは、実行委員長は、その請求があった日から 15 日以内に臨時実行委員会を招集しなければならない。

6-1-2 実行委員会の議長は、実行委員長とする。

6-1-3 実行委員会は、実行委員現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければならない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

6-1-4 実行委員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6-2 実行委員会の議決事項

6-2-1 実行委員会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録および貸借対照表についての事項
- (4) その他この団体の業務に関する重要事項で実行委員会にお

いて必要と認めるもの

6-3 会員への通知

実行委員会の議決事項は、全実行委員に通知する。

第7章 資産および会計

7-1 会計業務

会計業務は事務局で行い、実行委員会会で監査を受けて承認される。

7-2 資産の構成。この団体の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 実行委員会費
- (3) 協賛基金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附
- (6) その他の収入

7-3 資産の管理

7-3-1 この団体の資産は、実行委員長が管理する。

7-3-2 この団体の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

7-3-3 事業計画および収支予算

この団体の事業計画およびこれに伴う収支予算は、事務局が編成し、実行委員会の議決を経なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

7-3-4 収支決算。この団体の収支決算は、事務局が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、実行委員会の承認を受けなければならない。

7-3-5 この団体の収支決算に収支差額があるときは、実行委員会の議決を受けて確認するものとする。

7-3-6 この団体の事業年度は、2006年9月3日に始まり、翌年12月31日に終わる。

第8章 定款の変更および解散

8-1 定款の変更

8-1-1 この定款は、実行委員現在数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

8-2 解散

8-2-1 この団体の解散は、2007年12月31日とする。

8-2-2 残余財産の処分。この団体の解散に伴う残余財産は、実行委員現在数の4分の3以上の議決を受け、この団体の目的に類似の目的を有する公益団体に寄附するものとする。

第9章 補 則

9-1 書類および帳簿の備付等

この団体の事務所には、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 実行委員の名簿
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳および負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (6) 理事会および総会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書および事業計画書
- (10) 収支計算書および事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類および帳簿

9-1-2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類および同項第10号から第13号までの書類は永年、同項第6号の帳簿および書類は10年以上、同項第8号から第9号の書類および同項第14号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。

9-1-3 第1項第1号、第2号、第4号および第10号から第13号までの書類並びに実行委員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

9-2 細 則

9-2-1 この定款の施行についての細則は、実行委員会の議決を経て、別に定める。

9-2-2 この定款は、平成18年9月3日から施行することとする。